

官民人事交流推進会議開催要領

1 開催の目的

官民の人事交流を推進するため、国と経済団体等関係者との連携・協力関係を構築し、官民の人事交流に関する情報の共有を進めその推進に資するとともに、計画的な人事交流の在り方、必要な制度改善等今後の推進方策について検討することを目的として官民人事交流推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

2 構成員等

- (1) 議長は、総務副大臣とする。
- (2) 議長は、推進会議を主宰する。
- (3) 推進会議の構成員は別紙(省略)のとおりとし、議長の指名により、必要に応じて追加できるものとする。
- (4) 専門的な検討を行うため専門部会を設けることができる。

3 推進会議における主な活動

- (1) 官民双方の連携・協力体制の構築
- (2) 計画的な人事交流の在り方等交流推進方策の検討
- (3) 官民の人事交流の推進のための活動の実施・支援
- (4) 制度的課題の改善策の提言
- (5) 前各号に掲げる事務に付随する事項

4 庶務

推進会議の庶務は、総務省人事・恩給局において処理する。

5 その他

- (1) 推進会議における活動に関し、必要に応じ人事管理運営協議会との連携を図るものとする。
- (2) その他会議の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。

官民人事交流推進会議専門部会開催要領

1 目的

官民人事交流推進会議専門部会（以下「専門部会」という。）は、官民人事交流推進会議（以下「推進会議」という。）における検討事項について、より専門的な観点から議論を行い、その内容を推進会議に報告することを目的とする。

2 構成

- (1) 専門部会長は、総務省人事・恩給局長とする。
- (2) 構成員は、官民人事交流に関する識見を有する者、関係行政機関の職員等から専門部会長が指名する。

3 専門部会における主な活動

- (1) 計画的な人事交流の在り方等交流推進方策の専門的検討
- (2) 官民の人事交流の推進のための活動の実施・支援方策の専門的検討
- (3) 制度的課題の改善策の専門的検討

4 開催

- (1) 専門部会は、随時開催するものとする。
- (2) 専門部会を開催した場合は、直近の推進会議にその内容を報告するものとする。

5 庶務

専門部会の庶務は、総務省人事・恩給局において処理する。

6 その他

その他専門部会の運営等に関し必要な事項は、専門部会長が定める。